

## 生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年12月25日

生駒市長 山下 真

### 生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（昭和25年法律第261号）」の次に「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

第3条に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間の範囲内で、管理者が定める。

第4条第2項前段中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第9条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「管理者が」を「管理者が別に」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「20日」の次に「（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、管理者が別に定める日数）」を加え、「当該年」を「残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）」を当該年に改め、同条第4項中「（再任用短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間）」を削り、同項に次のただし書を加え、同条第5項を削る。

ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る年次有給休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第13条第3項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る病気休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

第14条第2項中「別表第2の15の項」を「別表第2の16の項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 別表第2の10の項から12の項までの休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る当該休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

第15条第3項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に係る介護休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

第20条第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇願に記入して」を「あらかじめ」に改める。

第23条中「病気休暇」の次に「、特別休暇」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、管理者の定めるところにより、同項に規定する休暇を日に換算するものとする。

第49条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第50条及び第51条第3項中「臨時」を「臨時の職員」に改める。

別表第2の9の項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同表の10の項を次のように改める。

<p>10 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>管理者が定める期間内における2日の範囲内の期間</p>
--	--------------------------------

別表第2中21の項を22の項とし、11の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

<p>11 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
--	---------------------------

#### 附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。